

職場における熱中症対策説明会 を開催

令和7年6月1日から 改正労働安全衛生規則により

「職場における熱中症対策の強化」に係る新たな措置が
事業者に義務付けられました！

近年、職場における熱中症による死傷者数が増加しています。その対策として、労働安全衛生規則が改正され、職場における熱中症対策に係る新たな措置が事業者に義務付けられました。その内容等について、広島労働局では、5/30にオンラインで説明会を開催しました。

この説明会は、すぐに定員に達し急遽開催回数を追加するなど多くの受講希望をいただいています。当日は数社のテレビ局から取材申し込みもあり、関心度の高さがうかがわれました。

■ 職場における熱中症対策の強化について



主催者挨拶の後、広島労働局の担当者より企業に対する熱中症対策の強化に係る新たな規定について説明を行いました。

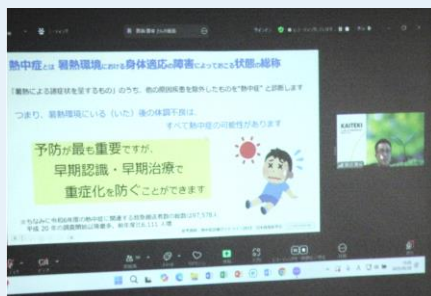
令和7年6月1日から、暑熱な場所において熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための「体制整備」、熱中症の重篤化を防止するための「手順作成」、これらの体制や手順の「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

よくある問合せ事項等の具体的な説明や、関連する助成金等も紹介しました。

■ 熱中症の予防と発生時の適切な対応

次に、広島産業保健総合支援センター産業保健相談員の真鍋先生より、熱中症対策について、予防と重症化防止の必要性、及び発生時の具体的な対策について説明がありました。

熱中症のおそれがある人へは、「大丈夫？」と聞くのではなく、「立てるか？」「水は飲めるか？」等具体的に繰り返し確認する、など分かりやすく説明していただきました。



講義の合間には
広島産業保健総合支援センター
産業保健相談員の松本先生による
リフレッシュ体操も行われました！



説明会後は
テレビ局の取材に
広島労働局
健康安全課長
が対応し、
当日夕方のニュースで
取り上げられました！

■ 職場における熱中症対策等の支援制度について

最後に、広島産業保健総合支援センターより、センターで行っている事業者への支援制度について紹介がありました。無料で熱中症対策を含めた多くのサポートが用意されているので、ぜひご利用いただきたいとのことでした。

今後の説明会の情報は「労働局・労働基準監督署説明会等
受付サイト」に掲載しています。

労働局 受付サイト 検索

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>

クリック!

